

介護老人保健施設とわだ居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う居宅介護支援の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、居宅介護支援の提供の開始の際に前月6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）について、別紙を用いて説明する。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- (4) 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行い、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントの実施を図り、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資するよう努める。そのため介護支援専門員1人当たりの担当利用者数の上限を40人未満に定める。
- (5) 上記の他居宅介護支援費に係る運営基準減算が適用されないよう努め、『指定居宅介護

支援等の事業の人員及び運営に関する基準』第13条の具体的取扱い方針を遵守する。

- (6) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (7) 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、PDCA サイクルの構築と推進により、サービスの質の向上に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設とわだ居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 十和田市大字洞内字長田 60-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者・主任介護支援専門員 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。

- (2) 主任介護支援専門員 1名以上 (常勤専従)
- (3) 介護支援専門員 3名以上 (常勤専従)

介護支援専門員は、要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年営業とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで、ただし、夜間休日の緊急時は、介護支援専門員との連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 利用者の居宅及び第3条に規定する事業所内の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式
(全国社会福祉協議会方式)
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者の居宅等、テレビ電話装置等の通信機器を使

用したオンライン会議

(4)介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上（特段の事情によるもの以外）

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額）によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援においても、要した交通費の自己負担は無しとする。

（勤務体制の確保）

第8条 利用者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員等の勤務体制を定める。

(1)男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場における（上司や同僚、利用者やその家族等から受けるもの）ハラスメント対策に取り組む。

（業務継続計画の策定）

第9条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止）

第10条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお

むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置利用者の尊厳の保持や、利用者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性の高い虐待の防止のための委員会を設置し、必要な対策の検討と措置を講じるよう努める。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、十和田市、七戸町、東北町、六戸町、三沢市とする。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(会計区分)

第14条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第15条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

3 特定事業所加算を算定した場合には、算定月末までに、基準の遵守状況に関する

る所定の記録を作成し、5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年3回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- 4 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人みやぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。